

第1回 栃木市・岩舟町合併協議会 会議録

平成23年5月13日（金）午前10時00分
栃木市栃木保健福祉センター

栃木市・岩舟町合併協議会

会 議 録

会 議 の 名 称		第1回栃木市・岩舟町合併協議会	
開 催 日 時		平成23年5月13日（金） 10時00分開会・11時26分閉会	
開 催 場 所		栃木市栃木保健福祉センター	
議 長 氏 名		鈴木 俊美	
出 席 者 及 び 欠 席 者 氏 名		別紙1のとおり	
事 務 局 氏 名		別紙1のとおり	
会 議 事 項	1 議 題 別紙2「会議事項」のとおり		2 会議結果 ・審議事項 議案第1号から議案第4号について原案の とおり承認。 但し、議案第4号予算については必要に応 じて予算措置を講ずることを確認した。 ・協議事項 協議第 1号 原案のとおり確認
	会議の経過 (議事の要旨)		別紙3のとおり
会 議 資 料	第1回栃木市・岩舟町合併協議会 会議資料		
その他の事項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
平成23年6月22日		委員 <u> 大 川 秀 子 </u> ㊟ 委員 <u> 安 藤 宣 好 </u> ㊟	

別紙1 出席者及び事務局

出席者（委員）

会 長	鈴木 俊美	副会長	茂呂 幸司
委 員	山本 元久	委 員	新井 博
委 員	大川 秀子	委 員	関口 孫一郎
委 員	広瀬 昌子	委 員	渡邊 正治
委 員	高岩 義祐	委 員	梅澤 米満
委 員	戸谷 勝次	委 員	渡邊 仁一
委 員	赤堀 明弘	委 員	若林 秀夫
委 員	岩下 邦夫	委 員	臼井 浪之助
委 員	大島 常子	委 員	柴田 保男
委 員	小倉 久緒	委 員	石川 守久
委 員	大島 治	委 員	恩田 孝子
委 員	安藤 宣好		

出席者（規約第10条第4項に基づく関係職員等）

植木 恵二（栃木県総合政策部次長兼市町村課長）

中村 祐司（宇都宮大学国際学部大学院国際学研究科教授）

出席者（監査委員）

板倉 安秀

欠席者（委員）

委 員 大橋 重

欠席者（監査委員）

石川 伸治

出席者（幹事）

- 幹事 赤羽根正夫（栃木市総合政策部長）
- 幹事 尾上 光男（栃木市総務部長）
- 幹事 熊倉 正志（岩舟町企画課長）
- 幹事 船田 文雄（岩舟町総務課長）

出席者（事務局）

- 小保方昭洋（事務局長）
- 飯島 正則（総務計画チームリーダー）
- 江面健太郎（総務計画班）
- 深津 勝（総務計画班）
- 上岡 誠志（総務計画班）
- 鈴木 健司（事務事業一元化チームリーダー）
- 栗原 健（事務調整班）

別紙2 会議事項

1 開 会

2 会長・副会長挨拶

3 委員等の委嘱及び紹介

4 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 1号 栃木市・岩舟町合併協議会設立までの経過について
- 報告第 2号 栃木市・岩舟町合併協議会規約について
- 報告第 3号 栃木市・岩舟町合併協議会の諸規程について
- 報告第 4号 栃木市・岩舟町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議について

(2) 審議事項

- 議案第 1号 栃木市・岩舟町合併協議会会議運営規程について
- 議案第 2号 栃木市・岩舟町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 議案第 3号 平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について
- 議案第 4号 平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会予算について

(3) 協議事項

- 協議第 1号 合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について

5 第2回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について

- 日 時 平成23年7月7日(木) 午前10時から
- 会 場 岩舟町健康福祉センター「遊楽々館」検診室

6 その他

7 閉 会

別紙 3

(会議の経過)

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
◎小保方事務局長	<p>1. 開会</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから第 1 回栃木市・岩舟町合併協議会を開催いたします。私は本日の司会進行を務めさせていただきます、合併協議会事務局の小保方でございます。よろしく願いいたします。本日の会議はお手元の会議次第に沿って進めさせていただきますのでご協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p>2. 会長・副会長挨拶</p> <p>それでは、次第の 2 「会長・副会長挨拶」に入ります。当協議会の正副会長につきましては、あらかじめ首長による協議を行いまして、会長には鈴木俊美栃木市長が、副会長には茂呂幸司岩舟町長が選任されております。</p> <p>はじめに、会長であります鈴木市長からご挨拶を申し上げます。</p>
◎鈴木会長	<p>皆様おはようございます。委員の皆様には朝からご参集をいただきまして、大変ありがとうございます。特に岩舟町からお越しの委員の皆様につきましては、少し距離があったかと思いますが、大変お世話になります。よろしくどうぞお願いいたします。</p> <p>さて、今紹介がありました通り、栃木市・岩舟町合併協議会会長を仰せつかった栃木市長の鈴木でございますが、本協議会発足にあたり、少し所信の一端を述べさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、本協議会発足に至るまでの道のりでございますが、いまさら申し上げるまでもないこととは思いますが、もう一度我々がこれから先の協議会を進めていく上で、これまでの経過を踏まえていかなければならないだろうと思っておりますので、申し上げさせていただきます。岩舟の町民の方々からの住民発議によってスタートが切られたのかなと思います。この住民発議に対し、栃木市議会では全員一致で可決をされましたけれども、岩舟町議会におきまして否決となり、その後岩舟町の町民の方々によりまして住民投票を求める署名活動等が始ま</p>

	<p>り、その結果として岩舟町の町民の方多数のご意見によってこの合併協議会の設置が決定をしたわけでありまして、こうした経過を踏まえてこの協議会が設置となったわけでありまして、とりわけ大事なことは今の経過の中で、岩舟町の町民の方々多くの意見によって本協議会設置が義務付けられこうしてスタートを切ることになったところでございますので、今後ともこの協議会はこのことを踏まえて運営をしていかなければならないのではないかとこのように思っております。</p> <p>次に本協議会運営の上での基本方針という大げさかもしれませんが、少し申し上げさせていただきます。まず第一に、この協議会は両市、町の合併を目指すことを目標にした協議会ではないということでございます。やっという以上はそのことを目指していくのでなければ形式的な協議会となってしまいうわけでありまして、それぞれの市、町の税金を使い運営をしていく以上はぜひ実のある合併協議を行っていきたいというふうに考えております。それからもうひとつは今経過の中で申し上げました通り、とりわけ岩舟町の住民の方々の多くの意見によってスタートが切られることになったという経過を踏まえ、そしてまたこの後は、両市町の合併の協議ないしはその後の手続きにおいてはそれぞれの市民、町民の方々が関与してくる機会が基本的にはないわけでございますので、この協議会運営は我々委員だけにとどまらず、常に何らかの形で両市町の市民・町民のご意見を伺いながら進めていきたい、このようなことを今後の運営方針として、会長として考えております。</p> <p>何卒委員の皆様のご理解と、そしてご支援、ご協力をお願いを申しあげ、少し長くなりましたけれども開会に当たりましての、会長としてのお願いとさせていただきます。今後よろしくどうぞお願いをいたします。</p>
◎小保方事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして副会長であります、茂呂町長からご挨拶を申し上げます。</p>
◎茂呂副会長	<p>皆様おはようございます。ただいまご紹介をいただきました合併協議会副会長であります茂呂と申します。岩舟町長でございます。先ほど鈴木会長のほうからこの協議会ということの中の経過ということでご説明がありました。私が述べるまでもあ</p>

	<p>りません。そういう中でありますが、栃木市の協議会の委員の皆様本当に大変お世話になります。また岩舟町の協議会の委員の皆様にも大変お世話になります。いままで岩舟町がたどってきた合併に対する経過というものも、皆さん十分ご承知の通りであると思っております。そういう中での今回合併協議会ということではありますが、委員の皆様がそういうことを踏まえまして多くのご意見等を伺いながら進んでいければありがたいと私は思っております。そういう中で本当に前向きな、建設的な、そして今までの経過も十分踏まえた中での協議会であってほしいと私は思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。簡単ではありますが、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
<p>◎小保方事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>3. 委員等の委嘱及び紹介</p> <p>続きまして、次第の3委員等の委嘱及び紹介に入りたいと思いますが、会議の議長につきましては規約第10条2項の規定によりまして会長が当たることとされておりますので、ここからの進行につきましては鈴木会長よろしくお願ひいたします。</p>
<p>◎鈴木会長</p>	<p>それではご案内の通りでございますので、進行役を務めさせていただきます。</p> <p>まず最初に委嘱状の交付についてでございますが、皆様の机の上に委嘱状がすでに乗っているかと思ひます。時間の関係もでございますのでお一人お一人への委嘱状の交付は省略をさせていただきますので、何卒ご了解をいただきたいと思ひます。</p> <p>それではこの後議事に入っていくわけではありますが、その前に初めての会議ということでもございますので委員の皆様お一人お一人から自己紹介をしていただければと思ひます。なお、時間の関係もでございますのでできるだけ簡潔にコメント等がある場合はしていただきまして、お願ひをしたいと思います。それでは便宜上ですが、私の右手のほうから自己紹介を順次お願ひをしたいと思います。よろしくどうぞお願ひをいたします。</p>
<p>◎山本委員</p>	<p>名簿の3番でございます。1号委員栃木市副市長の山本でございます。一言コメントを申し上げます。栃木市民、そして岩</p>

	<p>舟町民の皆様の思いをこの協議会の中で十分議論し反映させてまいりたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。</p>
◎新井委員	<p>おはようございます。岩舟町の副町長の新井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
◎大川委員	<p>おはようございます。栃木市議会議長の大川でございます。元々私一市五町の合併が自然の姿というように思っておりますので、前向きに協議に参加をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
◎関口委員	<p>同じく2号委員で栃木市議会副議長の関口でございます。私は旧藤岡地域の選出議員でございます。岩舟町さんとは今まで仲良くさせていただきました。今後ともよろしくお願いいたします。</p>
◎高岩委員	<p>栃木市議会議員の高岩義祐でございます。ちょっと時間をいただきまして協議委員として意見を述べさせていただきたいと思えます。</p> <p>今回の合併協議会につきましては住民投票の結果、投票率が72%、約6千人の岩舟の町民の方々の熱い思いを受けて法に基づきまして成立された大変重要な合併協議会であることを岩舟町民、そして栃木市民も認識をした上で開催された合併協議会であると私は理解しているところでございます。特に、1月23日の住民投票につきましては、佐野市との合併協議がゴール直前を迎えた緊張した状況の中で実施されたわけでありまして、そのような中で合併先はなんとしても栃木であるということで岩舟の将来の発展を真剣に考え、下都賀郡としての歴史や、大岩藤での連携した事業、ゴミ焼却の問題等々様々な情報を分析しながら岩舟町民が最終的に判断した重みのある結果であると私は思うわけでありまして。</p> <p>本日の合併協議会の資料の表紙の地図を見ても、岩舟町と栃木市が合併をすれば理想的な地域構成になりまして大平町・藤岡町との連携強化も図れますし、栃木市としては大歓迎であるわけでございます。加えて、県でも合併新法の下では一市五町の枠組みが理想であるという構想を打ち出していたわけであり</p>

	<p>ます。栃木市との合併によりまして大岩藤流域下水道、大岩藤土地改良事業をはじめ、JAしもつけや下都賀郡医師会、警察などの関係も考慮しますと将来の県南地域の発展に大きくつながるものと私は思うわけであります。</p> <p>従いまして拙速に短期間で形式的な合併協議を進めるのではなく合併の是非を様々な角度から分析をしてよりよい方向性を見出していくのが血税を使って開催をする合併協議会に課せられた責務であると思ひまして、協議委員全員の方々が認識を一つにしまして合併協議会に望むことを強く要望いたしまして、私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。</p>
◎鈴木会長	<p>恐れ入りますが、できるだけ簡潔にお願いします。</p>
◎梅澤委員	<p>おはようございます。3号委員の梅澤米満でございます。私も旧藤岡町民、三鴨の道の駅の近くに住んでいるわけでございますけれども、岩舟町さんと藤岡町にとりましてはいろいろなつながりがあります。お寺から神社から土地改良区からいろいろな運命共同体として協力してまいりました。また岩藤開発特別委員会等も設けておりましたので今後ぜひとも藤岡町の住民にとりましては一緒に歩みたいという気持ちを強く望んでおりますので、ぜひとも地域を見ても本当に真ん中に岩舟町がおりますから栃木市に来るのも岩舟町を通してこななければならないということもございますので今後合併に向けて成功できますようによろしくお願いを申しあげます。</p>
◎広瀬委員	<p>おはようございます。岩舟町議会議長の広瀬昌子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
◎渡邊委員	<p>同じく岩舟町副議長の渡邊です。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
◎戸谷委員	<p>おはようございます。岩舟町の議会選出の戸谷勝次と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
◎渡邊委員	<p>おはようございます。岩舟町議会議員の渡邊仁一でございます。よろしくお願ひいたします。今回の合併協議会の設置にあたりましては岩舟町民の意思があるわけでございます。会長さ</p>

	<p>んの挨拶の通りでございますので、私もそれをひいて議論していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
◎赤堀委員	<p>おはようございます。栃木市教育長の赤堀です。今回の岩舟町との合併協議会、実のある協議によりまして合併がぜひとも実現できますようにどうぞよろしくお願いいたしますと思います。</p>
◎若林委員	<p>おはようございます。岩舟町教育長の若林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
◎岩下委員	<p>おはようございます。合併の名簿の15番、5号委員栃木市商工会議所会頭の岩下でございます。よろしくお願いいたします。</p>
◎臼井委員	<p>栃木市自治会連合会長の臼井でございます。よろしくお願いいたします。</p>
◎大島委員	<p>おはようございます。名簿18番の藤岡町女性団体の代表であります、大島です。よろしくお願いいたします。</p>
◎柴田委員	<p>5号委員、栃木からの委員の柴田保男と申します。どうぞよろしくお願いいたします。3つの地域協議会、藤岡・都賀・大平の地域協議会で一人ということなので、出席させていただいております。世情ではこの会議が形だけではないかという声もあるようでございますが、私どもとしてはこの合併が実のある協議ができて、進展していきますように心から期待をしております。特に岩舟さん側の委員の方たちの覚悟の程をお聞きしながら微力ではありますが、会の進展に力を注ぎたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
◎小倉委員	<p>おはようございます。岩舟の小倉と申します。岩舟町商工会の理事として参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
◎石川委員	<p>岩舟から参りました石川守久でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
◎大島委員	<p>おはようございます。第5号委員ということで、岩舟町シル</p>

	<p>バー人材センター理事長の大島治でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>◎恩田委員</p>	<p>岩舟町体育指導員会長の恩田でございます。今年で30年勤続になりました。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>◎安藤委員</p>	<p>皆さんおはようございます。岩舟町の安藤と申します。岩舟町でクリフステージという野外コンサートイベントをやらせていただいております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>◎中村教授</p>	<p>オブザーバーとして関わらせていただきます、宇都宮大学国際学部で行政学地方自治を研究しております中村祐司と申します。震災後のということで私のほうでも一生懸命考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>◎植木課長</p>	<p>おはようございます。県の総合政策部次長兼市町村課長の植木と申します。オブザーバーとして出席をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>◎小保方事務局 局長</p>	<p>失礼いたします。事務局から議事に先立ちまして、会議運営等に関しましてご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>まず、栃木市の大橋委員さんは本日公務により欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>次に、協議会の決算監査をお願いいたします監査委員をご紹介させていただきます。栃木市代表監査委員板倉安秀様及び岩舟町代表監査委員石川伸治様でございますが、若干遅れるとのご連絡をいただいている方もいらっしゃいます。お見えになりましたら、改めてご紹介をさせていただきたいと考えております。</p> <p>次に、合併協議会につきましては、規約第10条第1項の規程によりまして、委員の2分の1以上の出席を持って会議を開催することとなっております。本日の出席委員は21名で、定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、本日の会議は、この後ご審議を賜ります会議運営規程において、原則公開で実施いたしますとともに、会議録を調製することとなっております。ご審議をいただく前で大変恐縮ではございますが、傍聴の方々がいらっしゃるということについて、あ</p>

らかじめご了承を賜りますとともに、会議録を調製するうえで必要となつてまいります会議録署名委員お二方をご指名させていただきたいと存じます。

本日の署名委員は、栃木市の大川委員さんと岩舟町の安藤委員さんをお願いいたします。なお、会議録署名委員につきましては、2号委員、3号委員、5号委員の皆様、今後、順番をお願いしていく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、委員の皆様にお願ひがござひます。

会議中にご発言いただく際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通してのご発言をお願いするとともに、最初に市町名とお名前をおっしゃっていただひてから、ご発言を願ひたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは引き続き会長に進行をお願ひします。

◎鈴木議長

4 議事

それでは、引き続き議事を進行したいと思ひます。これより議事に入らせていただきます。

まず(1)報告事項といたしまして、報告第1号から第4号まででございます。

(1) 報告事項

報告第1号 栃木市・岩舟町合併協議会設立までの経過について

まず報告第1号につきまして、事務局から説明を願ひます。

◎飯島総務計画チームリーダー

総務計画班の飯島と申します。よろしくお願ひいたします。それでは第1回会議資料の1ページをご覧ください。

報告第1号は、「栃木市・岩舟町合併協議会設立までの経過について」ご報告をさせていただくものでございます。

会議資料の2ページをお開きください。資料は、平成22年3月29日の新生栃木市の発足から、日付順に、本合併協議会設立までの主な経過を記載したものでございます。

同年6月9日に、岩舟町において、「栃木市を合併対象市町とする合併協議会設置」の住民直接請求がございました。有効署名の総数は4,542人でありました。その後、合併協議会設置議案につきまして、9月3日に栃木市議会において可決、同

<p>◎鈴木議長</p>	<p>月24日に岩舟町議会において否決されました。</p> <p>同年12月17日に「栃木市を合併対象市町とする合併協議会設置の賛否を問う住民投票実施を求める住民直接請求」があり、それに伴いまして平成23年1月23日に住民投票が実施され、合併協議会設置に賛成が5,963票、反対が4,843票でございました。</p> <p>その結果を受けまして、栃木市・岩舟町合併協議会設立のため、両市町協議のうえ、3月1日に設置のための準備会の設置を決定し、3月18日に第1回、3月29日に第2回目の合併協議会設置準備会を開催し、4月8日に「合併協議会設置に関する協議書」を取り交わし、同日、栃木市・岩舟町合併協議会設置の告示を行いまして、栃木市・岩舟町合併協議会が設置されました。</p> <p>4月15日に、栃木県知事へ合併協議会設置の届出をいたしまして、本日5月13日の第1回合併協議会の開催となります。</p> <p>以上、簡単ではございますが、栃木市・岩舟町合併協議会設立までの経過の説明とさせていただきます。</p> <p>はい。以上、事務局から設立までの経過についての報告でございます。今のことにつきまして何かございましたら、委員の皆様からの質問等をお寄せいただきたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>《「特になし」という声あり》</p> <p>それでは、ご意見・ご質問等ないようでございます。報告でございますので、この報告にてご了承を願います。</p> <p>報告第2号 栃木市・岩舟町合併協議会規約について 報告第3号 栃木市・岩舟町合併協議会の諸規程について 報告第4号 栃木市・岩舟町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議について</p> <p>では、次に報告第2号から第4号までございますが、これにつきましてはそれぞれ相互に関連がございますので一括して事務局まずから説明を願います。</p>
<p>◎飯島総務計</p>	<p>それでは、3ページの報告第2号「栃木市・岩舟町合併協議</p>

<p>画チームリーダー</p>	<p>会規約について」から報告第4号「栃木市・岩舟町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議について」一括してご説明をさせていただきます。</p> <p>4ページをご覧ください。報告第2号は、「栃木市・岩舟町合併協議会規約」についてご報告をさせていただくものでございます。この規約は、地方自治法の規定に基づき、栃木市と岩舟町の議会で議決をいただき、告示をしたものでございます。</p> <p>第2条は協議会の名称でございます。第3条は、協議会の担任する事務について定めたものでございます。栃木市と岩舟町の合併に関する協議、新市のマスタープランとなる合併市町村基本計画の作成、その他両市町の合併に関し必要な事項としております。</p> <p>第5条から第7条は、協議会の組織、委員の構成を定めたものでございます。</p> <p>9条は、協議会の会議の開催について定めたものでございます。</p> <p>10条は、会議の運営関係でございます。会議の成立要件を委員の2分の1以上の出席としております。会議の運営に関する規程につきましては、後ほど、ご協議をいただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>6ページをご覧ください。第11条は小委員会、第12条は幹事会、第13条は事務局を置くことについて定めたもので、別に規程を設けております。規程につきましては、この後、ご説明をいたします。</p> <p>第15条は、協議会に要する経費について定めたものでございます。負担割合につきましては、後ほど予算案の中で、ご説明させていただきます。第17条は、財務に関し、必要な事項は別に定めるとしたものでございます。</p> <p>7ページになります。第18条は、報酬及び費用弁償について定めたものでございます。報酬及び費用弁償の額等につきましても、後ほど、ご協議をいただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>第19条は、協議会が解散した場合の措置について定めたものでございます。第20条は、補則といたしまして、規約に定めのない事項につきましては、会長が別に定めると規定したものでございます。</p> <p>また24ページ、25ページに関しましては、参考資料とい</p>
-----------------	---

たしまして、協議会組織と事務局組織を体系図として掲載しております。後ほど、お目通しをお願いいたします。

続きまして、報告第3号「栃木市・岩舟町合併協議会の諸規程について」ご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。8ページ下段になります。1の栃木市・岩舟町合併協議会幹事会規程から5の分科会規程につきましては、規約におきまして、会長が別に定めるとしたものでございまして、5月6日から施行するとしたものでございます。

9ページになりますが、「幹事会規程」でございまして。第2条に、幹事会の所掌する事務を定めております。会長の指示を受け、協議会への提案事項・必要事項について、協議、調整するとしております。第3条で、幹事会の組織を定めております。

10ページをご覧ください。幹事は、下の別表に掲げました6名をもって、組織するというものでございます。また、第6条は、幹事会の下部組織として、専門部会を置くことを規定したものでございます。

続きまして、11ページになりますが、「事務局規程」でございまして。第2条に、事務局の所掌する事務を規定しております。第3条以下につきましては、事務局組織、事務の取扱いに関することなど、必要な事項を規定しております。また、14ページには、別表といたしまして、担当ごとの事務分掌と合併協議会会長の印について掲載しております。

続きまして、15ページをご覧ください。「財務規程」でございまして。第2条に、歳入歳出予算の規定がございまして。会長は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならないと定めてあります。

16ページになりますが、第5条で歳入歳出予算の区分を定めております。第9条では、決算等につきましては、会長は、会計年度終了後、3か月以内に決算を調製し、監査委員の監査を経て、協議会の承認を得るものとしております。また、別表としまして、第5条関係の歳入歳出予算科目の区分を掲載してあります。

続きまして、18ページをご覧ください。「専門部会規程」でございまして。第2条に、専門部会の所掌する事務を定めております。会長の指示又は幹事会の要請により、協議会への提案事項、必要事項について、協議案、調整案を作成するとしております。第3条で、専門部会の組織を定めております。20ペー

ジの別表に掲げました8つの専門部会を設けまして、両市町の部課長をもって組織するとしております。

19ページになります。第7条は、専門部会の下部組織として、分科会を置くことを規定したものでございます。

続きまして、21ページをご覧ください。「分科会規程」でございます。第2条に、分科会の所掌する事務を定めております。専門部会長の指示を受け、協議会への提案事項、必要事項について、個別具体的に調査検討し、調整するとしております。第3条で、分科会の組織を定めております。23ページの別表に掲げましたとおり、8つの専門部会の下に、35の分科会を設けまして、両市町の職員をもって組織するとしております。

続きまして、26ページをご覧ください。報告第4号「栃木市・岩舟町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議について」でございます。27ページをご覧ください。この協議書は、協議会の委員の委嘱をもって、選任した市町の非常勤職員とみなし、委員の皆様が、公務災害補償の適用を受けることができるよう、栃木市と岩舟町が取り交わした協議書でございます。なお、3条におきまして、協議会が支給した報酬及び費用弁償をもって、両市町が支給すべき報酬及び費用弁償とみなすとしております。

以上、簡単ではございますが、報告第2号から第4号の説明とさせていただきます。

◎鈴木議長

はい。以上、報告第2号から第4号までの事務局からの説明でございます。では、これらにつきまして、委員の皆様から何かございましたらお願いをいたします。

《「特になし」という声あり》

はい、ありがとうございます。特になしということでございますので、それでは報告第2号ないし第4号につきましては以上のような事務局の説明で了とさせていただきます。

(2) 審議事項

では、続きまして(2)審議事項に入ります。これにつきましては、委員の皆様でご審議をいただきご決定をいただくこととなりますのでよろしくお願いをいたします。

<p>◎江面総務計画班員</p>	<p>議案第1号 栃木市・岩舟町合併協議会会議運営規程について 議案第2号 栃木市・岩舟町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について</p> <p>まず、議案第1号「栃木市・岩舟町合併協議会会議運営規程について」、そして議案第2号「栃木市・岩舟町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について」とございますが、いずれも関連がございます。一括してまず事務局から説明を願います。</p> <p>総務計画班の江面と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案第1号及び第2号につきまして、一括してご説明をさせていただきます。</p> <p>29ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号、栃木市・岩舟町合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり提案する、というものでございます。</p> <p>30ページをお開きください。栃木市・岩舟町合併協議会会議運営規程（案）でございます。</p> <p>第1条は、趣旨でございます。規約に基づきまして、議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとしております。</p> <p>第6条は、議事進行に関する規定でございます。議事は全会一致をもって進めることを原則としております。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって、議事を進めるものとしております。</p> <p>31ページになりますが、第7条及び第8条は、会議録に関する規定でございます。会議録につきましては、録音による全文記録で作成いたします。2名の会議録署名委員から署名をいただいた後、協議会のホームページに掲載させていただきます。</p> <p>第9条は、会議は、公開と定めております。ただし、出席委員の過半数の賛同があるときは、公開しないことができるとしております。</p> <p>第11条は、傍聴の手続きについて定めております。32ページをお開きください。傍聴の受付開始は、会議開始予定時刻の30分前からとしております。</p> <p>第12条から第16条までにつきましては、傍聴する方に守</p>
------------------	--

っていただきたい事項について定めたものでございます。

34ページをお開きください。附則でございますが、この規程は、本日から施行することといたしたく、提案させていただくものでございます。

続きまして、39ページをご覧ください。

議案第2号、栃木市・岩舟町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、別紙のとおり提案する、というものでございます。

40ページをお開きください。栃木市・岩舟町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）でございます。

第1条は、趣旨でございます。規約に基づきまして、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、報酬の額の規定でございます。2号委員、3号委員、5号委員、監査委員の皆様につきましては、報酬を日額4,500円と定めるものでございます。

第3条は、費用弁償の額の規定でございます。協議会の職務を行うために、栃木市と岩舟町以外の区域に出張したときは、費用弁償として栃木市の例により旅費を支給するとしております。

報酬及び旅費の支給方法でございますが、あらかじめお知らせいただきました金融機関への口座振り込みとさせていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

41ページになります。附則でございますが、この規程は、本日から施行することといたしたく、提案させていただくものでございます。

以上で、議案第1号及び第2号の説明とさせていただきます。

◎鈴木議長

はい。以上、議案第1号及び第2号についての事務局の説明でございます。それでは、委員の皆様から何かございましたら、質疑をお願いいたします。

よろしいですか。

《「異議なし」という声あり》

それでは、ご質疑等ないようですので、質疑を打ち切らせていただきます。

<p>◎江面総務計画班員</p>	<p>では、これより委員の皆様へ採決をお願いをしたいと思います。ご質問等もないようでしたので、採決の方法につきましては、異議があるかないかという方法をお願いをしたいと思います。</p> <p>議案第1号及び議案第2号について、事務局からの提案通りご承認をいただくことをご異議ございませんでしょうか。</p> <p>《「異議なし」という声あり》</p> <p>ありがとうございます。委員全員一致により、議案第1号・第2号承認をいただきました。</p> <p>議案第3号 平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について</p> <p>議案第4号 平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会予算について</p> <p>では、つづきまして、議案第3号「平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について」、議案第4号「平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会予算について」これもいずれも関連がございますので、一括して説明を事務局から願います。</p> <p>それでは、議案第3号及び第4号につづきまして、一括してご説明をさせていただきます。</p> <p>42ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号、平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について、別紙のとおり提案する、というものでございます。</p> <p>43ページになりますが、平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画（案）でございます。</p> <p>1としまして、合併協議会の開催でございます。平成23年度につきましては、合併協定項目の協議及び合併市町村基本計画の策定のために、合併協議会を開催するというものでございます。</p> <p>2としまして、合併協定項目その他合併に必要な事項についての調整でございます。協議会に提案する協議事項等につきましては、幹事会、専門部会、分科会におきまして、専門的に調査検討し、調整方針案を作成するというものでございます。</p> <p>3としまして、合併市町村基本計画の作成でございます。合</p>
------------------	---

併後の市政の円滑な運営と住民福祉の向上を図るため、まちづくりの基本指針、主要施策などについての計画及び財政計画を作成するというものでございます。

4としまして、事務事業等の一元化でございます。例規につきましては、協議会で確認された調整方針に基づきまして、条例や規則等の立案に必要となる調査を行うというものでございます。また、電算システム及びネットワークシステムにつきましても、協議会で確認された調整方針に基づきまして、システム統合に必要となる調査を行うというものでございます。

5としまして、合併情報の提供でございます。協議内容など、合併に関する情報につきましては、協議会の広報紙、ホームページを媒体といたしまして、住民の方々に周知を図りながら、必要に応じて住民説明会を開催するというものでございます。

続きまして、44ページをお開きください。

議案第4号、平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出予算について、別紙のとおり提案する、というものでございます。

45ページになりますが、平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出予算（案）でございます。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を33万4千円とするものでございます。

歳入でございます。

1款1項1目1節市町負担金といたしまして、33万3千円を計上しております。負担金につきましては、両市町が均等に負担すると定めておりまして、16万6,500円ずつの負担となっております。

2款1項1目1節諸収入といたしまして、預金利子1,000円を計上しております。

合わせまして、33万4千円でございます。

次に、歳出でございます。

1款運営費、1項1目会議費といたしまして、22万4千円を計上しております。内容につきましては、会議2回分の委員報酬18万円、自治体職員を除いたオブザーバー出席者への謝礼2回分として報償費1万6千円、会議用消耗品及び飲物の需用費2万8千円でございます。

2項1目事務費といたしまして、1万円を計上しております。内容につきましては、事務用消耗品代といたしまして、需用費

	<p>1万円でございます。</p> <p>3款1項1目予備費といたしまして、10万円を計上し、歳出合計、33万4千円でございます。</p> <p>以上で、議案第3号及び第4号の説明とさせていただきます。</p>
◎鈴木議長	<p>はい。以上、議案第3号及び第4号の事務局からの説明でございます。では、これより質疑に入ります。委員の皆様から何かございましたらお願いをいたします。</p>
◎大川委員	<p>栃木市の大川でございます。歳入の負担金につきましては、栃木市では4月27日の臨時議会でいろいろ議論はされましたけれども、可決をされたものでございます。その中で、この予算で果たして十分な議論ができるのかどうかという意見が多く出されたわけでありまして。その点について、今後も積極的に補正予算なり何なりを計上するつもりがあるのかどうか、会長、また副会長にお伺いをしたいと思います。</p>
◎鈴木会長	<p>はい。答弁者が指定をされましたので、では会長として私のほうからまずお答えをさせていただきますが、この予算につきましては、とりあえず2回分を計上し、その後協議会の運営状況を見て、冒頭にも申し上げましたけれども、この協議会で実のある議論ができていくということが確認をされましたら、引き続き予算を計上し、合併協議会の運営に努めていきたいという思いでございます。これにつきましては恐らく、副会長も同意見だと思います。従いまして、この後も2回で終わるということでは毛頭ございませんので、ご理解をいただきたいと思います。</p>
◎茂呂副会長	<p>2回分の予算というようなことではありますが、2回分。お認めいただきました予算の中で、まずは議論をするということで考えております。</p>
◎鈴木議長	<p>では、他によろしいでしょうか。</p>
◎大川委員	<p>はい。</p>
◎鈴木議長	<p>では、他にございましたら、お願いいたします。</p>

◎柴田委員

大平の柴田です。今の質問、そして答えで一応理解はするつもりではございますが、予算というものがこういうコメントで説明されて、暫定的に何の表示もなくして33万ということで、果たしていいのかどうか。進捗に応じて、進展に応じてその都度予算化するという事は、いわゆる形骸化しているのではないかという風評を消すことにはならない。町民、あるいは一般市民に対する誠意が尽くされていないのかな、疑念が持たれるのではないかなと。たとえどうであろうとも予算は暫定でこの予算でスタートするのであれば、状況に応じてその後、追加補正をするという表示をするべきなのではないかというように私は思いますが、どうお考えでしょうか。

◎鈴木議長

それでは、ただいまのご質問について関連してご意見等のある方いらっしゃいますか。

《発言する人なし》

よろしいですか。

それでは、お二方からこの予算につきましての心配だということも含めたご質問・ご意見があったかと思えます。これにつきましては、確かに議案に表示がなされておられませんので、委員の皆様にお諮りをしてですね、委員の皆様から今後運営に関して必要な予算については、2回目以降も補正予算等で組むことが予定をされるということについて確認をいただければ、そのことが議事録等としても残っていきますので、そのような方法でよろしいかを委員の皆様にお諮りをしたいと思えます。そのような方針につきまして、まずご意見等がございましたらお伺いをしたいと思えます。

よろしいですか。

《了承の声あり》

では、お諮りをいたしますが、今申し上げましたような方針で議事録に皆様のご意見として、載せさせていただき、その方向で今後運営をしていくということについて、ご異議ございませんでしょうか。

	<p>《「異議なし」という声あり》</p> <p>ありがとうございます。では、事務局においてそのように取扱いをお願いします。</p> <p>では、他のことについて、何かございましたらお願いいたします。</p> <p>◎小倉委員 岩舟の小倉と申します。次の協議に入る前に先立って私共のほうからちょっと要望を述べさせていただきます。</p> <p>◎鈴木議長 すいません。申し上げるのが遅くなりましたが、今後着座のままをお願いします。</p> <p>◎小倉委員 まず、1月23日に行われました岩舟町での住民投票の際、高校進学をめぐる学区制と医療圏について誤った情報、あるいは悪意に基づくデマ情報などによって正しく行政情報が伝えられなかったことが大変残念に思っております。小、中学生の父母やご家族にとって子どもたちが希望する高校に進めないよと言われれば大きな不安となります。確かに栃木県では学区制度によって学区外の受験者にとっては募集定員に25%までとされています。しかしながら現在の少子化と生活圏の広域化などによって共通学区として隣接する市町村の受験者を同一学区として扱っております。具体的には、宇都宮市、さくら市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町です。ぜひ栃木県教育委員会に対しましては、合併の際、隣接地域での共通学区としての取り扱いを強く希望するものであります。</p> <p>また、今後話し合われるであろう保健医療圏の設定につきましても、住民と中核医療機関の実態に即して柔軟性のある整備を望みます。従来から地域密着医療と高度専門医療で先進的な長野県の佐久総合病院や諏訪中央病院の取り組みを参考にいただければと思います。3月11日の東日本大震災におきましては多くの方が犠牲となり、被災地の医療機関は大混乱となりました。石巻日赤病院をはじめ、地域の医療機関では機材や薬品の調達もままならない中、さながら野戦病院のように通路や待合室に横たわる患者さんへの献身的な対応をしている医師や看護スタッフが一丸となっている姿が感動的でした。いわゆ</p>
--	---

	<p>るピーイーティ、ペット診断装置とか重粒子線がん治療装置など高度なハードウェア装置の整備以上にモラルの高い人材を育てて行政と地域住民とに生かしていく、人を大事にすることが最も大事なことと痛感しました。</p> <p>以上、県立高校の学区制と医療圏につきましては岩舟町住民の間で大変大きな混乱となっております。大人たちの合併を巡る対立の中で、小、中学生の学力低下が懸念されております。今後はぜひドクターヘリ事業のように栃木県内だけでなく茨城県、群馬県を含むより広域的な、そして実践的な発想での整備を強く要望いたします。</p> <p>協議に入る前の意見として述べさせていただきました。以上です。</p>
◎鈴木議長	<p>ただいまの小倉委員のご意見は議案第3号ないし第4号との関連性の中では、強いて言えば第3号今後の当合併協議会において協議をしていく項目の中に、今おっしゃられたようなことについても加えてほしいというご要望として受け止めさせていただきます。それでよろしいでしょうか。</p>
◎小倉委員	<p>はい。</p>
◎鈴木議長	<p>では、そのように扱わせていただきます。 他に委員の方から何かご意見等がありますでしょうか。</p> <p>《発言する人なし》</p> <p>よろしいですか。 では、以上で質疑を打ち切らせていただきます。これより採決をさせていただきますが、採決の方法につきましては、両議案一括して先程と同じような方法でよろしいでしょうか。</p> <p>《了承の声あり》</p> <p>はい。それではそのような取り扱いとさせていただきます。 議案第3号「平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について」、議案第4号「平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会予算について」なおこれにつきましては、先程委員の皆様</p>

	<p>にご承認いただきましたように今後の運営に関する予算について議事録の中に残していただくということを含めて採決をさせていただきます。</p> <p>両議案につきましてご異議ございませんでしょうか。</p> <p>《「異議なし」の声あり》</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、両議案とも委員全員一致でご承認をいただきました。</p> <p>(3) 協議事項</p> <p>協議第1号「合併協定項目及び合併協定項目の調製方針について」</p> <p>では続いて(3)協議事項に入ります。</p> <p>これにつきましては、協議事項でございますので採決はございませんことをあらかじめお断りをいたします。では、事務局から説明を願います。</p> <p>議事の途中ではございますが、板倉監査委員がお見えになりましたのでご紹介をさせていただきたいと思っております。</p> <p>栃木市代表監査委員 板倉安秀様でございます。</p> <p>板倉です。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、引き続きまして協議第1号の説明に入らせていただきます。</p> <p>事務調整班の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>会議資料の46ページをお開きください。</p> <p>それでは、協議第1号「合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について」をご説明させていただきます。</p> <p>栃木市・岩舟町合併協議会における合併協定項目及び合併協定項目の調整方針を別紙のとおり定めることについて、承認を求めらるるものでございます。</p> <p>47ページをご覧ください。「合併協定項目(案)」の一覧でございます。</p> <p>まず、合併協議会で議論すべき事項の中心となりますのが、</p>
--	--

この合併協定項目でございます。これは、合併に際しての基本的な事項や、栃木市、岩舟町が行っている事務事業のうち、特に住民生活に深く関わりがあり、かつ合併に際して重要と考えられる事項でございます。

総務省マニュアルや「栃木市・西方町合併協議会」及び「佐野市・岩舟町合併協議会」を参考に選定をいたしました。

全部で56項目ございますが、順次、項目ごとにその調整方針を協議会に提案させていただきたいと考えております。

続きまして、48ページをご覧ください。「合併協定項目の調整方針（案）」でございます。

こちらは、合併協定項目の調整にあたりましては、合併協議会で確認のうえ決定することとなります。

1「基本的な方針」でございますが、合併協議では、栃木市・岩舟町が行っております各種の事務事業を新市においてどう執り行うかを明らかにする必要がある、さらに、栃木市・岩舟町の個性を活かした新たなまちづくりを念頭に調整をしていく必要があります。

次に2の「基本原則」でございますが、こちらは、合併協定項目の調整を進める上での原則でございます。

(1) 一体性確保の原則

合併の際、住民生活に直接関わる事務事業について、支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

(2) 住民福祉向上の原則

現在、栃木市、岩舟町で行っております行政サービスの水準を低下させることなく、より一層の住民福祉の向上に努める。

(3) 負担公平の原則

地方税や使用料・手数料など住民が直接負担するものについて、行政格差を生じないように努める。

(4) 健全な財政運営の原則

合併後、地方分権社会に対応できる健全な財政運営に努める。

(5) 行政改革推進の原則

行財政改革を推進し、事務事業の見直しに努める。

(6) 適正規模準拠の原則

合併による人口・面積等の規模に見合った適正な事務事業の見直しに努める。

(7) 地域特性尊重の原則

両市町の地域の特性を活かしたまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努める。

これらの7つの基本原則を踏まえ調整に当たることとするものであります。

次に、3「調整方針の基本的区分」でございます。

今後、合併協定項目等の調整方針をご協議いただくに当たり、次の①から⑦に分類し、調整方針をまとめることといたします。分かりやすくまとめたものが下図になります。

具体的に申し上げますと、

① は、新市においても現行どおり存続し執行する。

② は、新市において統一的な考え方のもとに一元化して合併時まで統合する。

③ は、合併後に統合する。

④ は、新市において統一的な考え方のもとに一元化して合併時まで再編する。

⑤ は、合併後に再編する。

⑥ は、財政運営や行革の観点から見直して合併時まで廃止する。

⑦ は、合併後に廃止する。

といった7通りに区分し、調整をしていくことになります。

続きまして、50ページをご覧ください。

4の「合併協定項目等の設定基準」でございますが、事務事業をA、B、Cの3つのランクに分類し、協議会にお諮りすることといたします。

まず、(1) 合併協定項目につきましては、Aランクと位置づけまして、合併協議会で協議し、確認すべきものとして、

①基本4項目

②合併特例法に定める協議事項

③特に住民生活に関わりの深い事項

④両市町の地域の実情、特性などから協議が必要な事項

⑤各種事務事業のうち、一元化するための調整が特に困難な事項

⑥合併市町村基本計画

という設定基準といたします。

次に、(2) 合併協定項目Bランクとしまして、専門部会、正副会長会、幹事会で協議をしていただき、合併協議会に報告するもの。

	<p>さらに、(3) Cランクといたしまして、専門部会で協議し、正副会長会、幹事会、合併協議会に報告するものという設定基準といたします。</p> <p>最後に、(4)は、合併協定項目につきまして、今後協議を進めていく上で必要に応じ、協定項目の削除、追加などを行うことといたします。</p> <p>以上で協議第1号「合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について」のご説明を終わります。</p> <p>ご協議のほどよろしくお願いいたします。</p>
◎鈴木議長	<p>以上、協議事項についての説明でございます。</p> <p>では、委員の皆様からご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。</p>
◎広瀬委員	<p>岩舟町の広瀬と申します。協議を進めることに当たってということでございますので、住民投票を受けて協議会を設置をさせていただきました。高岩委員のお話の通り、血税を使ってやるということで大変重要な会議になると思います。ご存知のように岩舟町では平成20年の7月枠組みを問う住民投票をやりました。また、その後町長のリコールをしました。佐野との合併を公約に掲げた町長が当選して進めて参りました。新市の将来像を描いた新市基本計画案も県に届けられているところで、非常にきちんとした調整方針も示されているところなのです。休止の期間もありますけれども、3年間かなりお金を使わせていただきまして積み上げられてきたということには大変重たいものがあると思うのです。</p> <p>そうした中で、先般5月7日に下野新聞に栃木市との合併を推進する会が県に対し要請書を提出したという記事がございまして、その中で「栃木市との協議が十分に行われ、情報提供が提供されなくては住民が意思決定ができないのでそれまで佐野市との留保を継続してほしい」というものでした。また、要請書を受けた植木市町村課長が「設置時期は関係なく、県はどちらの法定協も重みは同じと考えている」というお話でした。「要請書の趣旨は理解したので検討する」ということでした。そうしましたら、要するに血税を使って二つの協議会を成し終えるということはかなり負担がかかるということで、最終的には二つを一つに選ぶのかなという結論があると思うのですが、そ</p>

	<p>のための血税を使っていかなものかということもあるのですけれども、ここで植木課長にお伺いしたいことがあります。</p> <p>まず一点は、県は中立的立場で方向性が見えるまで佐野市との回答は保留するとの考えを示しているのですけれども、では栃木市との新市基本計画が県に提出された場合には、栃木市と佐野市との計画をどのように扱う考えでいらっしゃるか。それはどのような方法でどちらの計画を承認をするのかというところをお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>もうひとつは、方向性が見えた時というお話でございました。具体的にはどのような場合を言っているのかお聞かせ願いたいと思います。例えば、町長が佐野市との休止の申し入れがあった場合、それともまた、この栃木市との合併協休止の申し入れがあった場合、そういうことが方向性が出たと解釈してよろしいのでしょうか。お願いいたします。</p>
◎鈴木議長	<p>ただいまの広瀬委員のご質問につきましては、現在協議をしておりますこととは直接は関係がないのかなと思いますが、加えて植木委員といますか、オブザーバーでございまして直接我々のほうからそうした質問をしてもよろしいのかどうかの点の疑問もございしますが、植木委員いかがですか、お答えをしてもいいということであればお願いをいたしますが。</p> <p>確かに今のご質問は栃木市の委員の皆様にとっても関心のあるところだろうとは思いますが。植木委員としては。では、できましたら、基本的な方向性だけでもお答えをいただければ。</p>
◎植木次長兼市町村課長	<p>委員ではございませんけれども、オブザーバーという立場で出席させていただいております。今の広瀬委員のほうから佐野市と岩舟町の新市基本計画の県への協議、本年の2月1日に私共で受理をさせていただいておりますが、住民投票の結果を受けまして、県がやはり中立の立場を堅持するというのもございますし、法を守って岩舟町として法定合併協を栃木市と設置をしていただいて協議を始めていただきたいという思いもございましたので、回答については留保させていただいているということでございます。</p> <p>一番目のご質問については、これは仮定のお話でございまして私としてはこの場でお答えはできないのかなと思っております。現在留保をさせていただいておりますけれども、それに</p>

<p>◎鈴木議長</p>	<p>つきましては、岩舟町として二つの合併協が併存している状況でございますけれども、岩舟町として栃木市との合併の方向性、これが見えるまでの間は留保せざるを得ないというような考えでございますので、具体的にどうなのかということのつきましては、栃木市とのこの合併協の協議の動向を踏まえて県としては適切に判断したいと考えております。以上です。</p> <p>広瀬委員には意見もあろうかと思いますが、このことにつきましては、申し訳ありませんが、岩舟町さんとして今後県に直接お聞きいただく等でご配慮いただきたいというように思います。</p> <p>確かに、そのこともあって今後この岩舟町栃木市との合併協議会、どのように進めていったらいいのかということが、正直申し上げて、栃木市側の委員さんにも戸惑いがないと言えば嘘になるかと思えます。そのことを踏まえて、しかしこうして発足し、第1回目が始まった以上は、我々はこの場で今後の運営等を含めて委員の皆さんと確認をしあいながら進めていくことにしたいと思えます。よろしく願いをいたします。</p> <p>では、他にございましたらお願いをいたします。</p>
<p>◎恩田委員</p>	<p>岩舟町の恩田でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>去る1月23日の栃木市との合併協議会設置の住民投票の結果で岩舟町の住民は大変混乱を増しております。民主主義とは何だったのでしょうか。佐野市との合併を望む人たちはもちろん新市基本計画以外の全ての協定項目の協議が終了しているからです。栃木市へ合併したい人たち、その中にどちらも合併しない自立派の人たちが入って過日の栃木市との合併協議会設置の住民投票の票を伸ばした結果とも思えます。静かに動いている自立派の行動もあり、言動もあり岩舟町の民意がまとまらないというのが現状、というところでございます。以上です。</p>
<p>◎鈴木議長</p>	<p>ただいまのことは、ご意見として承っておきます。</p>
<p>◎安藤委員</p>	<p>岩舟町の安藤でございます。よろしく願いします。</p> <p>まず先程恩田委員からもお話がありましたが、岩舟町の内情というのは、見ておりますと、ご存知の通りにそれぞれ意見が対立しているような状況で、近隣の栃木市さん、それから佐野</p>

市さんに多大なご迷惑をおかけしているような状況でございます。これは一町民として大変申し訳なく思いますし、また大変悲しい状況だというように思っております。それはそれぞれの立場で動かれている町民の皆さんも、立場は違うけれども、同じように感じていることだと私は思っております。こんな状況で、例えばどちらかと合併というのが成就することになって、思いの叶わなかった他方の不満というのは残りまして、これが地域としての一体感、岩舟町、町というのはなくなるかもしれませんが、それが損なわれたままになるような感じで、この状況は本当に何とかしなければならないと考えています。

また外に目を向けて見ますと、3月11日に発生した東日本大震災ですね、こちらのほう国の対応がちょっとまずいような形で、多くの自治体さん、ボランティア団体、企業さん、それから被災した住民の皆さん自身が助け合いながらなんとか復興に向かっていくということで、こんな姿を見ておりますとこれから一気に地方分権、私たちにとっては地域主権という形になると思いますけれども、こういった流れが加速していくのではないかと考えます。そんな中、これまで以上に地域間の競争ですとか、また非常時にはそれに対応できるだけの自治体としての体力、そういったものが求められているように感じます。また、自治体同士の連携ですとか、そういったものが必要になってくるかと思えます。

こんな町の中の流れですとか、世情の状態ですとか、結構考えて、今回この協議会の委員をお受けするに当たりまして若い人の意見を聞きたいということで茂呂町長のほうからお話があったわけでありましたが、町内、さらには町外の同世代の若い人たちと話し合いを持ちました。こういった問題を一体どうしようかということ話し合いまして、こんな案はどうだろうというのがちょっと出たのがありまして、それはですね、栃木市、それから佐野市ですね、こちらのほう結びつけることによって北関東さらには県南の中核都市、こういったものを目指すような構想はどうだろうというような意見がありました。これにはまず第1段階として、栃木市さんが現在進められている西方町との合併、それから岩舟は99%進んでいる佐野市さんとの合併というのを行いまして、その第2段階として二つの核となる大きな市、これを融合させることによって新たな、そして力のある自治体を目指す、といったものでした。これによって人口

も中核市の要件となる30万人、ちょっと届かないのですけれども、これに近いあと一歩というところで、その後の魅力的なまちづくり等によって、それこそ中核都市ということではなく、北関東の中心都市ということまで望めるというような感じになるかもしれません。そして、その二つの市を結びつける橋渡し役として岩舟が活躍したらどうだろうというような意見でした。これは今対立している二つの意見、わだかまりを捨てて新しい市を作ることに取り組むと、それによって地域としての一体感を取り戻すことができますし、また岩舟町の立地条件、栃木市それから佐野市に囲まれているような状況になりますので、ただそれはもう真ん中にあると言うことができます。これを活かすことができるのではないかなと考えます。

また若い世代ということで、藤岡町にも友人がたくさんおります。その人たちの多くは一市三町の合併の当初佐野市に行きたいということで動かれていた方がけっこうおります。こういった方のご協力というのがもし得られれば、それこそ佐野は岩舟から、栃木市に対しては藤岡からという二つの流れができることになりまして、この構想も現実味を帯びてくるのではないかなと考えております。

すいません。長々と申し訳ないのですが、夢みたいな話だとかまだ先のことだろうというお話もあるかと思いますが、その先の時代を中心となって生きていくのが私たちであり、私たちの子どもたちであると思います。鈴木市長さん、それから茂呂町長さん大所高所から見ていただきまして、私たち若い世代からの一つの意見としてお聞きいただければと思います。ありがとうございました。

◎鈴木議長

はい。ただいまは、各委員の皆様の発言はそのまましていただきましたが、議事進行上、現在進めておりますのは(3)の協議事項についての審議でございますので、ぜひここで戻していただきたいと思っております。以上の方々のご意見につきましては、本来6のその他でおっしゃっていただければなと思っておりますので、今後は、申し訳ありませんが、もし、関連性があまりないと感じられた場合は発言を制止させていただくこともあり得ますのでご了承願いたいと思っております。

では(3)の協議事項につきましてご意見が他におありかどうかを伺います。

	<p>《発言する人なし》</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、(3) 協議事項についての質疑はこれにて打ち切らせていただきます。これは協議事項でございますので、採決は、申し上げました通り、行いません。説明があった協議第1号につきましては、この案の通りでご了承を願います。</p> <p>◎大島委員 岩舟の大島です。協議第1号に関して、承認を求めるということで提案をしている形になると思うのですが、その辺はどのように考えますか。</p> <p>◎鈴木議長 申し上げました通り、これは協議を行う事項でございます、承認を求める事項ではございませんことから採決は行いませんと申し上げましたと思いますので、今協議をしていただきましたので、協議もこれ以上のご意見等はないと認めましたので、これにてこの協議事項については確認をいただいたという扱いでございます。</p> <p>◎大島委員 わかりました。</p> <p>◎鈴木委員 では、もう一度確認しますが、(3) 協議事項についての皆様のご意見はこれでよろしいですね。そしてこれは承認ということではなくて、このような方針で今後進めていくということを皆様でご確認をいただきたいと思います。</p> <p>では以上で(1)から(3)の議事につきましては全て終了いたしました。ここで事務局のほうへマイクを戻しますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>5 第2回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について</p> <p>◎小保方事務局 それでは、次第に従いまして会議を進めたいと思います。</p> <p>5の第2回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時についてご報告を申し上げます。日時につきましては、平成23年7月7日木曜日、午前10時からとなります。場所につきましては、岩舟町健康福祉センター「遊楽々館」検診室となりますので、よろしく願いいたします。</p>
--	--

6 その他

続きまして、6のその他でございますが、委員の皆様から何かご発言等があればお願いをいたします。

◎岩下委員

その他のほうに入ってよろしいわけですね。

ごく一般的な話しでございますけれども、ぜひ岩舟さんには栃木と組んでいただきたいという願望でございます。その理由といたしまして、先程来、高岩委員さんや、皆さんから出ていますけれども、ぜひ栃木へと。理由は三つほどございますが、まず一つ目は、何年も前に県が示した一市五町というのがございますね。これは基本的に県が大所高所から見た案と、こんなふう理解して、いい構想が、合併があちこちで行われるという中でそういうのが示された。いい形になるいい方法だなということでございます。

それからまた二つ目でございますけれども、今日のこの立派な資料の地図を見ますと、よくよく見ますとこの地図の形、地型と言いますけれども、こういう地型におきましてはぜひとも岩舟さんに加わっていただければ大変いいなというのは誰も感じていることだと思っております。

三つ目でございます。とかく都市の大きさは人口の物差しで測るといわれております。経済圏も同じでございますけれども、栃木市ともいろいろございましょうけれども、栃木と岩舟が組めば16万という大きな都市となりまして、宇都宮に次ぐ中堅都市ということです。これらの三つほどが理由でございます。

別な言い方をしますと岩舟さんが隣接した佐野市との商業関係、そういった面で一部の地区には佐野市の方が大変便利だということは事実よくわかっております。そういう事実もございまして、全体を大きく考えたときに、将来においてこの会議非常に重要でございますが、後顧の憂いのないように、重要な会議だというように認識しておりますので十二分に検討していただきたい。この最後のことは大変大切だと理解しております。よろしく願いいたします。

◎小保方事務局長

ありがとうございました。

他の委員さんから何かご発言がございませうでしょうか。

《発言する人なし》

7 閉会

他になければ本日の会議を閉じさせていただきたいと思えます。ただいまの時間11時26分でございます。この時間を会議閉会時刻と定めまして、第1回栃木市・岩舟町合併協議会を閉会いたします。長時間に渡りご協議をいただきましてありがとうございました。